

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年9月16日(火) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 深山雅也(弁護士) 委員 根本清(元会社員)
対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日
契約の現状等の説明	1 最高裁判所における物品等の調達の基本方針について 2 平成25年下半年における契約状況について 3 録音反訳契約について 4 前回審議案件の途中報告
個別審議案件 (6件)	<p>契約件名：法廷通訳ハンドブック実践編【モンゴル語】(改訂版)ほか製造 契約金額：564,606円 契約締結日：平成25年12月6日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：知的財産高等裁判所判決要旨等の英訳業務 契約金額：9,324,000円 契約締結日：平成25年6月20日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：掃除機等の購入 契約金額：3,243,870円 契約締結日：平成26年2月5日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：官用車の交換契約(ワゴン車) 契約金額：20,852,475円 契約締結日：平成25年12月26日 契約方式：一般競争入札(総合評価) 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：最高裁判所データセンターにおけるセキュリティ監視業務等 契約金額：56,576,640円 契約締結日：平成26年1月31日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>

	契 約 件 名 : 家具等一式の購入 契 約 金 額 : 33,736,500円 契 約 締 結 日 : 平成 2 5 年 1 0 月 2 日 契 約 方 式 : 一般競争入札 契 約 庁 : 東京地方裁判所
--	--

次回抽出委員の指定	根本委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p><b>1 契約状況等の説明</b></p> <p>(3) 録音反訳契約について</p> <p>(問)</p> <p>・全国分の録音反訳の調達を一般競争入札により行っているが、録音反訳業界の背景事情や特殊事情は把握しているのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・入札による価格競争により、単価も下落し業界も厳しいというところであろう。</p> <p><b>2 個別審議案件</b></p> <p>(1)～(3)一括審議</p> <p>(1) 法廷通訳ハンドブック実践編【モンゴル語】(改訂版)ほか製造</p> <p>(2) 知的財産高等裁判所判例要旨等の英</p>	<p>(答)</p> <p>・録音反訳業界における背景事情として把握していることは、契約業者から聞いているところでは、裁判所の契約の他に地方議会における議事録の作成等があるが、これらの受注の機会は減っているとのことである。このため、裁判所の発注に対する期待は高いと考えている。</p> <p>特殊事情としては、裁判所の調達は、一者では全国の需要をまかなうことができる業者がいなかったため、全国の反訳業者の供給可能量をまとめる複数落札方式による入札を行っている。そのため、最低価格の入札者以外も落札者となることから、通常的一般競争入札に比し入札価格へのインセンティブが少なく、落札価格が同様の価格帯に分布することが特徴である。</p> <p>以上の事情から、同業他社に対する競争は入札の場面に止まらないのではないかと考えている。</p>

訳業務

(3) 掃除機等の購入

(問)

・モンゴル語のハンドブックの入札参加者が少ないと見込んだ理由は、モンゴル語の特殊性ということなのか。

(意見)

・印刷だけとはいえ、校正も考えると特殊性があるとも考えられ、特殊性があるのならば、技術をもった業者がいる等級へ拡大することは当然である。

僅少となる原因が技術的要因でないのであれば、入札参加資格を上位等級へ拡大すると価格競争の過程では資本の勝る上位等級の者が有利なることが多いと思われ、中小企業保護の観点から慎重にしなければならない。この両者を統合した基準を設けることは難しいので、個別判断によらざるを得ない。

・今回の審議案件は、過去の同種案件から入札参加者数を予想の上、等級の拡大をしており問題ないが、今後も等級の拡大は、慎重に判断すべきである。

(4) 官用車の交換契約（ワゴン車）

(問)

・一般論として、総合評価落札方式による入札の場合、入札参加者が1者であっても、評価委員会による評価が行われているのか。

(意見)

・入札参加者が1者であっても、総合評価落札方式とした以上、提案内容が要求している性能を満たしているかの確認を、手続の適正の観点からも評価委員会によ

(答)

・法廷通訳ハンドブックの製造は、印刷のみで翻訳は含まないことから、モンゴル語に精通していなければならない等の特殊性があるわけではない。

(答)

・行われている。

る評価によるべきである。

・総合評価落札方式による入札の場合、不落随意契約や入札参加者がいないとの理由で随意契約の手続に移行しても、総合評価落札方式の趣旨が活かせる方法とすべきであり、入札者がいない場合の手続としては、見積書提出者のうち評価点の高い者から契約交渉を行うべきである。

・本件の手続は、同一車種の提案であったことから、燃費性能は変わらず、問題ない。

#### (5) 最高裁判所データセンタにおけるセキュリティ監視業務等

(問)

・第三者委託禁止の観点から、技術審査に不合格となっている者がいるが、第三者には関連会社や子会社も含まれるのか。

(意見)

・法律的には「第三者」の解釈にもよるが、関連会社の場合は、指揮監督関係の有無によって第三者にはあたらないという判断をするという指針を策定してもよいのではないか。受注者と第三者の間でどのような責任を持たせるのかということを考えてはどうか。

・受注者と第三者との間で、過去の実績としてどのくらいの委託関係があったのかという点を重視すべきではないか。パートナーとしてこれまで委託関係のあった会社(第三者)に仕様の要求する条件を満たす実績があれば、その

(答)

・含まれているという認識である。平成18年の財務大臣通知「公共調達の適正化について」で第三者への一括再委託が禁止されている。他方で、情報システム調達においては作業が細分化され、部門ごとに作業を実施することが通常であるところ、その部門が子会社、関連会社、パートナー企業等となっていることも多い。どのような場合に、第三者と認めて委託を許可してよいのか判断に苦労している実情がある。

第三者に当該部分を委託することを前提に入札参加を認めて良いと思われる。

- ・本件については問題ないが、第三者委託の点については継続的検討が必要である。
- ・ある一定程度の技術要件を確保する必要があるが条件を課すことがあっても、そのこと自体が参入障壁になるものではない。

したがって、手続として、裁判所が要求した仕様を満たさないことから入札に参加できなかったという事案については問題ない。仕様で要求した条件が適正であったかが重要である。

**(6) 家具等一式の購入**

(意見)

- ・市場において、違う品目とされるものについては分割して調達することも検討すべきである。
- ・販売の流通のチャンネルが異なるのであれば、分割して調達することは当然である。